

春日井市農業委員選考委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、春日井市農業委員会の委員の候補者（以下「候補者」という。）について意見を求めるため、春日井市農業委員選考委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)及び春日井市農業委員会の委員の選任に関する要綱(平成29年1月5日施行。以下「委員選任要綱」という。)に基づき、候補者について意見を述べること。
- (2) 候補者の選考に当たり、推薦を受け、又は募集に応じた候補者の活動履歴等の審査を行うとともに、必要に応じて、面接その他適当と認める方法による審査等を行うこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 副市長
- (2) 産業部長
- (3) 企画政策部企画政策課長
- (4) 市民生活部多様性社会推進課長
- (5) まちづくり推進部都市政策課長

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、副市長をもって充て、副委員長は、産業部長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けた

ときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、産業部農政課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるものほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年2月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年10月27日から施行する。